

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**

**令和3年6月 11 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000436 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2100018 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成6年8月1日から平成7年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、24万円から38万円とする。

平成6年8月から平成7年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成6年8月から平成7年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和41年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年8月1日から平成7年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が違っている。実際に支払われた給与額に対して、厚生年金保険の標準報酬月額が低い記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、平成6年8月に38万円から24万円、平成7年9月に24万円から38万円に改定されていることが確認できるところ、元事業主は、請求期間当時の資料はないが、請求期間において会社の経費節減のために厚生年金基金や社会保険事務所（当時）には、請求者を含む複数の社員について、実際の給与額よりも低い報酬月額の届出をしており、給与から控除していた厚生年金保険料は、低い届出をする前の標準報酬月額で計算した保険料を控除し、請求者の本来届出すべき報酬月額に基づく標準報酬月額は、減額する直前の標準報酬月額と同額であった旨回答及び陳述している。

また、請求者の同僚から提出された請求期間のうち平成6年11月、平成7年7月及び同年8月に係る給与支給明細書によると、当該期間の給与について、当該同僚は元事業主からオンライン記録により確認できる減額後の標準報酬月額より高額の給与の支給を受け、平成6年10

月、平成7年6月から同年8月までの厚生年金保険料は、減額前の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認でき、その前後の期間においても減額前の標準報酬月額に相当する給与の支給を受け、当該標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが推認できる。

以上を踏まえると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の算定又は決定の基礎となる月の報酬月額については、オンライン記録により確認できる減額訂正前の標準報酬月額に相当する給与の支給を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、平成6年7月の厚生年金保険の記録から、38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、平成6年8月1日から平成7年9月1日までの期間について、実際の給与額よりも低い報酬月額により厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所に対し提出し、当該届出に基づく保険料を納付したとしていることから、社会保険事務所は、請求者の平成6年8月1日から平成7年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。